平成２２年（フ）第７７５号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目１番17号
債務者　永田　　愛
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７７７号
北九州市八幡西区西鳴水２丁目８番28―212号
債務者　安藤　和春
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８１０号
北九州市八幡東区高見５丁目５番１―502号
債務者　友井富子こと　池　　富子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８１２号
北九州市戸畑区中原西２丁目２番14号
債務者　眞鍋　康治
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５４号
岐阜県高山市片野町６丁目318番地　ブレインマンション山王302号
債務者　青山　義弘
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２３４号
愛知県津島市永楽町４丁目５番地　パークヒルズカームⅠ203号
債務者　福田　　大
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７１５号
名古屋市南区豊４丁目18番69号　南豊東住宅３棟204号
債務者　近藤　正一（旧姓高市）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０１０号
愛知県あま市花正郷中３番地３
債務者　柴山　　貴
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０５７号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅６棟505号
債務者　梶原さつき
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２８７号
名古屋市天白区横町401番地の１　植田家族寮404号
債務者　柴倉なおみ（旧姓合田）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３８号
北九州市戸畑区沖台１丁目２―12―105
債務者　山田　明則
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６６２号
北九州市小倉南区下城野１丁目11番３―1101号
債務者　片村　祥子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７５６号
北九州市門司区東馬寄６番４号
債務者　尾澤　栄治
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７５７号
北九州市門司区東馬寄６番４号
債務者　尾澤　千春（旧姓三原）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７６８号
北九州市小倉北区末広１丁目10番16号
債務者　神山　律正
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７７２号
北九州市八幡西区幸神４丁目７番10―305号
債務者　安本博こと　安　　栄根
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７９１号
北九州市小倉北区昭和町14番20―701号
債務者　篠崎　理香
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８０３号
北九州市小倉南区志井２丁目９番20号　グランディール志井101号室
債務者　大塚美和子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部